

介護保険認定調査 標準手順書（第1版）

2025年4月

町田市いきいき生活部介護保険課

目次

■認定調査の前に～法令遵守について～	1
■申請種別と調査員の資格	1
■認定調査の流れと役割	1
■各段階の詳細	2
■最後に	5

認定調査の前に～法令遵守について～

- 介護保険制度では、原則として、市町村が認定調査を実施することとなっています。市町村は例外的に認定調査を委託することができますが、調査の実施者が市町村の職員でなくとも、「市町村から委託された事業所（あるいは個人）」であることから、公務員と同様の義務を課され、罰則を適用されることがあります。
- 具体的には、調査者に、守秘義務（個人の情報を漏らしてはいけない）が課され、みなし公務員規定（調査に従事する際は公務員とみなして刑法その他の罰則を適用する）が適用されます。
また、事業所が調査結果について市町村へ虚偽の報告をした場合、事業所指定を取り消されることがあります。
- 皆さんが調査を実施されるときには、法令遵守に十分配慮してください。

申請種別と調査員の資格

- 介護保険法の規定により、認定申請の種類ごとに調査の実施者が決まっています。

	市町村	指定市町村事務受託法人	居宅介護支援事業所 介護支援専門員
新規申請	○	○	×
区分変更申請	○	○	○
更新申請	○	○	○

- また、実際の調査従事者は、各都道府県（又は各都道府県から認められた各市町村）が実施する介護認定調査員新規研修を受講する必要があります。
- 認定調査にあたっては、申請種別と調査従事者の資格を確認してください。

認定調査の流れと役割

- 認定調査は、次のような手順で進んでいきます。
 - 1 準備：調査を依頼されると、準備の段階に入ります。
 - 2 調査：準備を整え、申請者と対面します。
 - 3 調査票の作成：対面した申請者の調査票を作成します。
 - 4 提出：作成した調査票を提出します。
- 提出された調査票は、
 - ・ 国が作成した認定ソフトによる１次判定（コンピューター判定）
にかけられたのち、
 - ・ 介護認定審査会での２次判定における１次判定を変更する根拠資料
として利用されます。

各段階の詳細

1 準備

(1) 申請内容の確認

- ・ まず、申請書の内容を確認します。

申請種別：新規、区分変更、更新のいずれの申請であるか。

(新規申請は、市町村及び指定市町村事務受託法人のみ調査できます。)

本人の居場所（自宅、施設）：調査可能区域内であるか。

(自宅は区域内ですが、実際の居場所は遠方の施設ではありませんか。)

調査連絡先：明記されているか。

(本人、家族、ケアマネ、施設関係者等、日程を調整する相手の電話番号が記入されていますか。)

(2) 日程調整

① 調査日時、調査場所（自宅、施設）の決定

→ 介護保険制度では、申請日から30日以内に認定結果を出すこととなっています。できるだけ直近の日程で調整してください。

→ 申請書に書かれている本人の居場所で調査します。調査日当日の居場所に変更がないことを確認します。

② 同席者の有無

→ 同席者は、調査の客観性の担保、聞き取りの対象としても重要です。申請書に同席の有無が記入されていますので、日程調整の際に確認してください。(もちろん同席がない場合でも調査できますが、ご家族や関係者がいるときには、聞き取りにも努めてください。)

③ 現時点での本人の状況

→ 入退院の直後等、状況の変化が著しいときは、本人の状態が落ち着くまで待つこととなります。状況の変化からおおむね1週間程度、調査を控えてください。

(3) 訪問の用意

① 携行品の確認

→ 調査に必要な用紙類、文具、訪問先に関する書類のほか、訪問先で提示する調査員本人を確認する書類も必要です。特に、慎重な取扱いを要する個人情報を携行することになるので、ファスナーで閉じるバッグを利用する等、持ち運びには特に注意してください。

② 訪問当日（訪問前）の連絡

→ 訪問当日、特にご自宅に訪問する場合には、訪問前に、訪問する時間と場所を再度確認するための連絡をしてください。その際、本人の体調が普段と変わらないこと（発熱していない等）も併せて確認してください。

2 調査

(1) 調査の実施

- ・ 訪問先では、調査の実施前に、介護保険の認定調査であることをお知らせし、調査員本人の調査員資格（＊）を提示してください。

＊ 町田市では、現在、調査の受託先に調査員証を発行していません。所属する組織の従業員証又は介護支援専門員証を提示してください。

- ・ 認定調査にあたっては、認定調査員テキスト2009（テキスト）に準拠します。テキストに書かれた方法、内容で本人の状況を確認してください。
- ・ 本人への面接による確認のほか、調査に同席した家族、関係者からも本人の状況を聞き取ります。調査への同席がなく、本人への面接で確認できない場合には、後日、家族、関係者に聞き取って調査を補完します。

(2) 調査できなかった場合

- ・ 調査できなかった場合には、その理由や状況により、
 - ア 調査を継続する（再度調査日程を組む）
 - イ 一旦調査を中断する（調査依頼を差し戻す）等の判断をすることとなります。

調査の依頼時に提示した調査票提出期限内に調査が実施できる見込みであれば調査実施者（受託者）の判断によりますが、期限を超える見込みであれば介護保険課に相談してください。

3 調査票の作成

(1) 調査票の位置づけ

- ・ 「認定調査の流れと役割」の項で触れましたが、調査票は、
 - ア 要介護度を国の認定ソフトで判定する「1次判定」で利用される
 - イ 医療関係者、福祉関係者等で構成する認定審査会での「2次判定」における「1次判定を変更する根拠」の一つ（もう一つは主治医意見書）として利用されることとなります。
- ・ 調査票、主治医意見書、1次判定、2次判定は、すべて全国一律の制度となっています。調査票の作成では、テキストを熟読して、制度にのっとったものとなるように、十分注意してください。

(2) 記入上の留意点

調査票への記入にあたっては、次の点に留意してください。

(概況調査)

- ・ 本人の日常の様子をうかがえる記述とします。
 - 審査会において本人の置かれた環境（居住状況、サービスの利用状況、介護者の有無等）を確認する資料となります。1次判定を変更する根拠としては利用できない調査票ですが、審査会委員には、本人を知る大切な手掛かり（1次判定を変更する根拠を補完する要素の一つ）となります。

(基本調査)

- ・ テキストの定義に沿って、各項目をチェックします。
 - テキストの定義は介護保険の認定調査に特化したものであり、一般的な言葉の意味合いとは異なることがあります。各項目をチェックするときには、自分の解釈、感覚に頼らず、必ずテキストで定義を確認してください。
- ・ チェックの判断に迷うときは、特記事項を活用します。
 - どの項目にチェックすべきなのか判断に迷ったときには、その項目をチェックした理由、判断の根拠となる事実、発生の頻度、介護の手間等を特記事項に記載してください。審査会において、その記述を参考とします。

(特記事項)

- ・ 特記事項には、審査会委員が介護の必要性を理解できるように記述します。
 - 要介護（要支援）認定は、介護（又は介護の予防）の必要性を段階化するものです。審査会委員が、本人へどの程度の介護を必要とするのか、を判断できるように、特に「できる」以外の項目をチェックするときには、具体的に事実の発生頻度、介護の具体的な方法、手間の有無等を記述してください。

(3) 調査票の点検

- ・ 調査票の作成後、提出前に、調査票を点検します。
 - ア 抜けや漏れがないか。
必要な項目がすべて記述されているか、再度確認してください。提出後に抜けや漏れを確認した場合、調査票の作成者に連絡し、修正をお願いすることがあります。
 - イ チェックと定義にずれがないか。
チェック箇所をテキストの該当ページと照合してください。定義に沿っているチェックであることを確認します。

（例）特記事項 (1-5) 「背もたれがないと10分間の座位保持はできない。」

基本調査 (1-5) 2)自分で支えれば可 × → 3)支えが必要 ○

ウ 項目相互に整合性が図られているか。

調査票ごとの項目に矛盾がないだけでなく、調査票をまたいでの矛盾についても点検の対象です。

(例) 概況調査 III. 現在受けているサービスの状況 「なし」

特記事項 (2-12) 外出頻度 「週2回、デイサービスを利用。」

4 提出

(1) 提出物の確認

- ・ 提出に際しては、提出物がそろっているか、を確認します。

ア 紙での提出：調査票3点（概況調査、基本調査、特記事項）、申請書（写）

→ 紙媒体で依頼を受けた場合は、紙での提出（郵送または持参）となります。

イ データでの送信：調査票3点（概況調査、基本調査、特記事項）

→ データで依頼を受けた場合は、発信元へデータを送信することで提出となります。データでの送受信の方法は、お問い合わせください。

(2) 期限の遵守

- ・ 調査にあたっては、提出期限をできるだけ遵守してください。また、期限内に提出できないときは、ご連絡ください。期限を大きく過ぎている案件については、調査票の提出を督促することがあります。

最後に

- 介護保険制度では、認定調査は、介護（予防）給付を受けるための資格手続として、主治医意見書と並び、最も重要なものとなります。また、町田市（保険者）の代理として実施することとなります。
- 皆さんが認定調査を実施するにあたっては、これらのことを念頭において、認定調査の正確性（テキストに沿った調査であること）のみならず、公平性（どなたにも同じ調査内容であること）、公正性（調査内容を説明できること）にも十分配慮して実施してください。